

〔論 説〕

宗教法人法改正とその後の法状況

飯 野 賢 一

1. はじめに
2. 宗教法人法の基本精神
3. 1995年の宗教法人法改正
4. 法改正後の状況
5. 憲法学的視点からの論点提示
6. 結びにかえて

1. はじめに

オウム真理教の引き起こした一連の事件をきっかけにして、1995年に宗教法人法の改正が行われた。この改正は、宗教法人法が制定されて以来、初めての実質的改正であり、当時は激しい論争を巻き起こした⁽¹⁾。

改正論議が行われていた当時の状況を振り返ってみると、十分な審議が行われずに国会で改正されてしまったという印象が強い。また、改正動機の点でも疑問を残すものであった。というのは、当初、オウムのような事件の再発防止のために始められたはずの改正論議が、いつのまにか創価学会に対する牽制のための道具として利用されるようになっていたからである⁽²⁾。

(1) こうした論争の概観を知るためには、次の3つのシンポジウムの記録が参考になる。第二東京弁護士会・消費者問題対策委員会編『論争宗教法人法改正』（緑風出版、1995年）、国際宗教研究所編『宗教法人法はどこが問題か』（弘文堂、1996年）、「シンポジウム『宗教法人法の改正をめぐる諸問題』」宗教法16号（1997年）。また、国会での改正前後の一連の経緯、宗教界の反応などについては、横山真佳『ルポ・宗教 横山真佳報道集1』（東方出版、2000年）206-255頁が詳しい。

(2) 宗教法人法の改正に関しては様々な問題点が指摘されていたが、改正動機や審議の仕方・手続の問題は多くの論者が指摘するものであった。たとえば、前掲注(1)『宗教法人法はどこが問題か』における桐ヶ谷章（50頁）や藤原位憲（64-65頁）の発言など参照。

こうした宗教法人法の改正のどこが問題だったのか。そして改正後、どのような影響が現われ、宗教法人をめぐる問題状況はどう変化したのか。こうした問題を宗教法人法の基本精神に立ち返ったうえで検討してみようというのが本稿の趣旨である。

検討は、まず宗教法人法の基本精神を確認した後、宗教法人法の改正とその後の法状況を概観し、問題状況を整理するという順序で進める。その際、宗教法人法のみならず憲法その他の関連法規に関わる問題も取りあげる。宗教団体・宗教法人を国家との関係でどのように位置づけるかは、税制面での優遇措置も含めて、信教の自由や政教分離原則と関わる憲法問題であり、憲法との関連を問わずしては適切な位置づけは不可能だからである。そして、最後に、宗教法人をめぐる問題を考察するための憲法学的視点からの論点をいくつか提示しておきたい。

2. 宗教法人法の基本精神

(1) 宗教団体法の制定から宗教法人法の制定まで

①宗教団体法

宗教法人法の改正問題を考えるうえでは、同法によって立つ基本精神の検討が必要である。ここでは十分な検討はできないが、この基本精神を知るためにも、宗教法人法制定までの歴史的経緯を簡単に振り返っておきたい。⁽³⁾

戦前の宗教団体の法的地位を基礎づけていたのは、1939年に制定された

(3) 宗教法人法制定までの経緯に関しては、井上恵行『宗教法人法の基礎的研究〔改訂再版〕』（第一書房、1972年）212-279頁、中根孝司『新宗教法人法—その背景と解説—』（第一法規、1996年）73-106頁、渡部蕪『逐条解説宗教法人法〔第4次改訂版〕』（ぎょうせい、2009年）1-13頁などを参照。なお、宗教団体法や宗教法人法関連の資料については、龍谷大学宗教法研究会編『宗教法研究 第10-12輯』（1990年、1992年、1993年）にまとめられている。

宗教団体法である。まず、宗教団体の設立・法人化から見ておくと、同法は、神道教派、仏教宗派及び基督教その他の教団並びに寺院及び教会を宗教団体と定義し（1条）、その宗教団体の設立については、主務大臣（＝文部大臣）又は地方長官の認可が必要とされ、さらに宗教団体が法人になろうとするときにも、当然に法人とされる寺院を除き（2条2項）、認可が必要とされた（3条1項、6条1項）。このように、宗教団体の設立・法人化には認可主義が採用されていたのである。これに対して、非公認のいわゆる「類似宗教団体」に関しては、宗教結社となる道が用意されており、宗教結社は組織後14日以内に地方長官に届出さえすればよかつた（23条）。なお、神社神道は「宗教にあらず」として同法の対象外であった。

次に、監督官庁の権限について見ておくと、同法においては、宗教団体に対する監督・統制といった性格が強く、監督官庁に強力な権限が付与されていた。たとえば、主務大臣は、教義の宣布、儀式の執行、宗教上の行事が安寧秩序を妨げ又は臣民としての義務に背くと考えられるときは、これらの行為の制限・禁止さらには教師の業務停止を命じたり、宗教団体の設立の認可を取り消すことができた（16条）。また、主務大臣が宗教団体に対し監督上必要がある場合には、報告を求めたり、実況を調査することができる（18条）、さらに、教派・宗派の管長、教団統理者の就任には主務大臣の認可を必要とするという規定もあった（4条4項）。

以上の点から分かるように、宗教団体を法律で定義し、認可主義に基づき公認宗教のみに法人格を付与している点と監督官庁の監督・統制が非常に強い点が同法の特徴である。

（4） この認可主義の下では、所轄庁が「認可するかしないかは、全く所轄庁の自由裁量に任されていたから、法定の一件書類が一切提出されたからといって、必ず認可されるとは限らなかつた」（井上・前掲注（3）391頁）。したがって、宗教団体法下の認可主義は、現在一般的に用いられている法人設立についての「認可主義」とは意味が異なる点に注意する必要がある。現在の用法の「認可主義」は、「法律に定める要件を充足すると、主務官庁に対し法人の設立を認めることを義務づけるもの」と解されており、主務官庁に自由裁量は認められていない（渡部・前掲注（3）553頁）。

②宗教法人令

このような統制色の非常に強い宗教団体法は、戦後、GHQによって国民の自由を抑制する弾圧法規とみなされ、1945年10月4日に出されたいわゆる人権指令によって廃止の対象とされた。しかし、同法を廃止するだけでは既存の宗教団体の法的な存立基盤がなくなってしまう、混乱や紛争が予想されたため、即座には廃止されなかつた⁽⁵⁾。また、1945年12月15日にはいわゆる神道指令が出され、軍国主義的ないし極端な国家主義的思想の根絶、信教の自由の確立、政教分離の徹底、神社神道に対する国家管理制度の撤廃が命じられた。これらを踏まえて、宗教団体法の廃止とともに、ポツダム勅令の形で宗教法人令が定められることになったのである。

同令は、様々な点で宗教団体法からの大転換を行った。そのなかの一つが宗教法人の設立に関する転換である。同令では、宗教法人の設立に関しては、法定の要件を満たし登記をすれば法人となることができるという準則主義が採用され、宗教法人の設立登記後2週間以内に規則、主管者の氏名及び住所を所轄庁に届出ることだけで宗教法人が作られるようになった⁽⁶⁾（4条1項、7条1項）。

また、信教の自由や宗教法人の自律性を尊重する観点から、宗教法人に対する所轄庁の監督規定などはほとんど置かれなかつた。たとえば、神社・寺院・教会の規則の変更（6条）、重要な財産の処分・借財（11条1項）、解散（12条2項）などについては、所轄庁の認可は要しないこととされた。

このように、宗教法人令は、従来の宗教団体制を徹底的に自由化・簡素化し、国家による宗教管理体制から宗教団体の自治の尊重へと大きく方

(5) このほかにも、「宗教団体法は国家的保護の観点から免税措置等を盛り込んでいたが、その廃止によって宗教団体がその特典を失い、存立の基盤を危うくすることへの懸念、また、新たに法人を設立しようとする宗教団体に対しても道を開く必要性」などから、宗教団体法の廃止だけでは信教の自由の保障として十分ではなかつたことが指摘されている。この点については、渡部・前掲注（3）2頁参照。

(6) なお、宗教法人の設立に関しては、1946年2月2日の勅令第70号によって宗教法人令が改正され、宗教法人となりうるものの中に神社も加えられた点（同令1条1項）も宗教団体法からの大きな変更点である。

針転換を行うものであった。こうした転換は宗教団体にとって望ましいものであったが、同令下では脱税目的等のために宗教団体としての実体を持たないものまで宗教法人化するという弊害も生じ、この点についての批判も強かった⁽⁷⁾。また、「ポツダム勅令は占領の終了によって、その効力を失う可能性があったこと」、「国会審議を経ていない宗教法人令は『法律によらざれば法人を設立できない』との民法の規定と整合性がないこと」、「宗教界からは、占領終了後に官僚主導で恒久的法律を制定したのでは、再び統制的法律になるのではないかとの声が大きかったこと」などの理由から⁽⁸⁾、同令の改正が望まれていた。そこで、GHQも関与する形で宗教法人法が制定されることになったのである。

（2）宗教法人法の基本精神とその内容

①宗教法人法の位置づけ

宗教法人法は、以上のような経緯で1951年4月3日に制定された。日本側から同法の制定過程に携わった井上恵行は、「宗教法人法は、国情がコチコチに固まっていた開戦前にできた団体法と、逆に世の中がガタガタにくずれていた終戦直後に生まれた法人令との真ん中を、まかり通るユニークな法律である。いわば、団体法・法人令・法人法は、弁証法における正・反・合に類する関係に立つともいえようか」と述べている⁽⁹⁾。

しかし、こうした位置づけは適切ではないであろう。確かに、宗教団体法が国家による宗教の管理・監督ひいては取締りのための法律だったのに対し、宗教法人令は信教の自由を大前提として宗教団体の自治を最大限尊重するものであった。そして、その自由が濫用され弊害が生じたために、

(7) こうした弊害に関しては、井上・前掲注(3)274頁、中根・前掲注(3)93-94頁などを参照。

(8) 洗建「宗教法人法の沿革」宗教法16号(1997年)3頁参照。また、宗教法人令の規定の不備に関する指摘としては、篠原義雄『宗教法人法の解説』（中央法規、1951年）2頁参照。

(9) 井上・前掲注(3)275頁。

それを是正しようとして宗教法人法が制定されたと考えることができる。だからといって、宗教法人法は、その性格が宗教団体法と宗教法人令の「真ん中」に位置づけられるようなものではない。同法は憲法の信教の自由や政教分離原則などに立脚して制定されているのであるから、宗教管理を目的とする宗教団体法ではなく、信教の自由を最大限尊重しようとする宗教法人令の側に位置づけられるべき法律なのである。

②宗教法人法の目的・基本精神

ここで、宗教法人法の目的を確認しておこう。宗教法人法は、その1条1項で、「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」と規定している⁽¹⁰⁾。つまり、同法の目的は宗教団体に法人格を与えることなのである。

そして、同法がこの目的を達成するために用意した制度が、信教の自由や政教分離原則に反しないようにするために、随所にその配慮をうかがわせる規定を置いている。たとえば、1条2項では、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」とし、さらに、84条では一定の場合においては「宗教法人の宗教上の特性及び習慣を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意」すべきこと、85条ではこの法律の規定が行政・司法に対して「宗教上の事項についていかなる形においても調

(10) こうした目的に見られるように、宗教法人法は、宗教団体の活動のうち世俗的側面のみ着目して制定され、宗教的側面は対象とされないという、いわゆる「聖俗分離の原則」に基づいているという理解がなされている（中根・前掲注（3）182頁）。この聖俗分離原則の問題については後述する。

停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない」ことを定めている。

これらの点から、次のように言えるだろう。現行憲法下での信教の自由の保障や政教分離原則の採用、宗教法人法の制定経緯などを合わせて考えると、この宗教法人法は、宗教団体に対して法人格を付与することを目的とするものであって、国家による宗教団体の管理・監督のための法律ではない。また、所轄庁が宗教と係わり合いをもたなければならない場合にも、信教の自由や宗教法人の自律性の尊重から、必要最小限度の係わり合いしか認められない。要するに、「信教の自由、政教分離を確保しながら、宗教団体に法人格を与えること、そのため、宗教に対し国家は最小限度の関与にとどまる⁽¹¹⁾というのが宗教法人法の基本精神」なのである。

③認証制度・責任役員制度・公告制度

【認証制度】

つぎに、宗教法人法の基本的な特徴を見ておこう。宗教法人法の3本の基本的な柱⁽¹²⁾としては、認証制度、責任役員制度、公告制度があげられる。

まず、認証制度であるが、宗教法人の設立手続について定める12条によれば、宗教法人を設立しようとする者は、12条1項に掲げる「目的」「名称」などの事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならないとされている。この認証制度は、宗教団体法の認可主義や宗教法人令の準則主義と比べて、どのような性格を有しているのだろうか。

15条を見れば、「宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する」とされており、この点は準則主義と調和的である。しかし、認証申請の少なくとも1ヶ月前に、信者その他の

(11) 平野武「憲法と宗教法人法」ジュリスト1081号（1995年）6頁。

(12) 中根・前掲注（3）295頁。

利害関係人に対し、一定の事項を公告し（12条3項）、さらに規則について所轄庁の認証を受けなければならないことになっている点で、宗教法人令の準則主義とも異なっている。この点をどう考えるか。

この所轄庁の認証は、法律上満たすべき要件を関係書類によって審査し、確認できた場合には行われなければならないと、行政裁量の余地はないと考えられる。また、行政が宗教法人の設立に関して裁量権を行使して許認可を行い、監督指導するような制度は、憲法の信教の自由や政教分離原則からすれば大きな問題がある。したがって、この認証制度は、宗教団体法のような認可主義ではなく、宗教法人令でとられていた準則主義の方により近い制度と考えるべきであり、⁽¹³⁾従来の行政法学上の分類からすれば「確認」に当たるものと思われる。

【責任役員制度】

つぎに責任役員制度について見ておこう。宗教法人の管理運営については、責任役員を3人以上おき、そのうち1人を代表役員にするよう定められている（18条1項）。宗教法人の事務については、この責任役員が規則で定めるところにより決定するとされ（18条3項）、代表役員はその事務を宗教法人を代表して総理するとされている（18条2項）。

これらの規定は、宗教法人が活動するためには執行機関や事務の決定機関が必要であることから置かれたものである。また、これらの制度は、「寺社の財産管理を住職、宮司などの宗教者個人が行うことを否定し、法人の機関がこれを決すべきことを定めたもの」であり、「個人の私的支配を否認し、複数の役員による法人の機関が運営することによって、その適正化

(13) 認証の法的性質については、中根・前掲注(3)326-328頁参照。なお、根本昭はこの認証制度を「認可の特殊な形態」と位置づけているが、これは宗教団体法の認可主義ではなく、現在の法人設立の態様に関する民法の分類上の認可主義から捉えたものであり、こうした位置づけも可能である。根本昭「宗教行政の性格と宗教法人法の特徴」宗教法12号（1993年）250-252頁。

を期したものである⁽¹⁴⁾」と考えられる。

この責任役員制度に関して注意しなければならないのは、代表役員や責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、「当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない」（18条6項）という点である。あくまで、代表役員・責任役員は、宗教法人の世俗的な事務にあたるのであって、その権限は宗教上の権限とは別のものであり、この点にも聖俗分離原則が具体化されていると考えられる。

【公告制度】

最後に、公告制度についてであるが、この制度は、宗教法人の設立（12条3項）、被包括関係の設定・廃止にかかわる規則の変更（26条2項）、合併（34条1項、同条3項、35条3項）、任意解散（44条2項）、財産処分等（23条）などの重要事項に関して、あらかじめ信者その他の利害関係人にその旨を公告することを求めたものである。この制度は、「宗教法人が重要な行為をしようとする場合は、運営に当たっている責任役員ないしは一部関係者など少数者の独断に委ねることなく、信者その他の利害関係人の利益がそこなわれることのないよう、信者等も承知した上で、団体としての合理的な運営が図られること⁽¹⁵⁾」を確保しようとして設けられたものである。

もともと、公告を受けて信者その他の利害関係人から異議が出た場合であっても、責任役員は再考を求められるにすぎず、その異議に拘束されるものではない。その意味では、宗教法人の自主的な運営に期待がかけられているわけである。

(14) 洗建「総論 法律と宗教」京都仏教会監修／洗建・田中滋編『国家と宗教—宗教から見る近現代日本 上』（法蔵館、2008年）30-31頁。

(15) 根木・前掲注（13）258頁。

以上が、宗教法人法の基本精神とその特徴である。再度ポイントを確認しておくとして、i 宗教法人法の目的は宗教団体に法人格を付与することであり、宗教団体の管理が目的ではないこと、ii 宗教法人法は、宗教法人の活動のうち専ら世俗的側面を対象とし、宗教的側面には関与しないようにしていることである。要するに、宗教法人法は、一般に聖俗分離の原則と呼ばれる原則に基づき、必要最小限度でしか宗教団体と係わらないような配慮に基づいて作られているのである。これらを確認したうえで、宗教法人法の改正論議の検討に移りたい。

3. 1995年の宗教法人法改正

(1) 改正の要点

本稿の冒頭でも触れたように、オウム事件をきっかけとして、宗教法人法改正論議が一挙に高まった。1995年4月、宗教法人審議会は、当時の文部大臣から宗教法人制度の抜本的な検討を求められ、それに応じて9月に報告書を提出した。この報告書の趣旨に沿った改正案が国会に提出され、衆議院・参議院で可決され成立した。主な改正の内容は、次の点であった。⁽¹⁶⁾

i 所轄庁の変更

他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及びその宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁が、都道府県知事から文部大臣へと変更とされた(5条)。

ii 事務所備付け書類の追加および所轄庁への提出の義務付け

宗教法人が作成し、事務所に備えなければならない書類として、収支

(16) 渡部・前掲注(3) 528-530頁、中根・前掲注(3) 3-68頁など参照。

計算書、貸借対照表（作成している場合のみ）、境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類が追加された（25条2項）。また、事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合のみ）、境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類、事業に関する書類（6条の規定による事業を行っている場合）の写しを、毎会計年度終了後4月以内に、所轄庁へ提出しなければならないとされた（25条4項）。

iii 信者その他の利害関係人の事務所備付け書類の閲覧

宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとされた（25条3項）。

iv 宗教法人審議会の委員数の変更

宗教法人審議会の委員数が、10人以上15人以内から10人以上20人以内に変更された（72条1項）。

v 所轄庁の報告徴収および質問

所轄庁は、宗教法人について、79条（収益事業停止命令）、80条（認証取消）、81条（解散命令）の対象となる疑いがあると認めるときは、宗教法人に対し、業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、または職員に質問をさせることができるとされた。この場合において、当該職員が質問するために当該宗教法人の施設に立ち入るときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の関係者の同意を得なければならない（78条の2第1項）、所轄庁がこの権限を行使するためには、事前に宗教法人審議会に諮問し、意見を聞かなければならないとされている（78条の2第2項）。

vi 罰則

なお、88条には、25条2項の書類の作成等の義務違反（88条4号）、25条4項の書類の写しの提出義務違反（同条5号）、78条の2の報告及

び質問に関する義務違反（同条10号）の場合には罰則があり、代表役員等⁽¹⁷⁾を1万円以下の過料に処することとされた。

（2）改正をめぐる論点

①対立のポイント

改正論議のポイントは、以上のような改正が宗教法人法の基本精神や基本的特徴に反するかどうかという点であった。もちろん、宗教法人法の基本精神が憲法の信教の自由や政教分離原則に依拠している以上、憲法問題も論じられることになる。

改正反対の側の意見を一言でまとめるなら、これらの改正は、国家による宗教の管理・監督の強化につながる懸念があり、宗教法人法の基本理念や憲法に違反する疑いが強いというものであった。これに対して改正に賛成する側は、今回の改正によって宗教法人法の基本構造や基本精神が大きく変更されるものではないと主張した。⁽¹⁸⁾

②改正内容をめぐる個別論点

改正内容 i から v の個別論点について、改正賛成・反対の双方の主張を整理してみよう。

i 所轄庁の変更については、改正理由として、宗教法人審議会報告書（以下、報告書）⁽¹⁹⁾は「現在、都道府県知事が所轄庁となっている、二以上の都道府県で活動を行う宗教法人については、所轄庁以外の都道府県で問題が生じた場合の対応など、一都道府県知事が所轄するには無理があり、所轄

(17) 罰則に関しては、平成17年7月26日の改正により「1万円以下の過料」から「10万円以下の過料」に変更されている。

(18) 改正をめぐる論点については、多数の論者が見解を表明しているが、前掲注(1)の宗教法16号所収の棚村政行「改正点をめぐる諸問題—宗教法人の自律性と行政の責任—」の見解（改正賛成派）と桐ヶ谷章「改正点をめぐる諸問題—宗教団体に対する管理の要素の導入—」の見解（改正反対派）を対照させるのが分かりやすい。

(19) この報告書については、ジュリスト1081号（1995年）24-26頁に掲載されている。

庁が宗教法人法上期待されている責任を適切に果たすことができるようにするという観点及び国と都道府県との適切な役割分担という観点からも、文部大臣が所轄庁になることが適当であると考えられる」とする。つまり、広域化する宗教法人に一都道府県で対応するのは事実上困難であるから、国が対応した方がいいという理由である。

これに対し、改正反対側からは、こうした改正の趣旨を、広域化する宗教法人に対して「何か問題が発生したときに適切な対応をするためには、文部大臣が国の立場でその活動を把握しておいた方が、宗教法人法上期待されている責任を果たしやすい」という趣旨と捉え、こうした考え方は「所轄庁が本来予定されている権限である認証事務を越えて、宗教法人の実態を把握し監督しようという思想が内在している」点で問題であり、「宗教法人の所轄庁を、宗教法人の宗教活動を掌握し、監督するためのものとして位置づけようとする一少なくとも、そのような結果を将来することになる—今回の改正は、憲法違反の疑いがきわめて強く、許されるものではない⁽²⁰⁾」とする。

この論点についての私見を述べておけば、所轄庁が変更されても、宗教法人に対する所轄庁の権限内容が変わるわけではないのであるから、改正前の所轄庁の権限内容が違憲でないのなら、改正後も違憲とは考えられないだろう。もっとも、複数の都道府県で活動する宗教法人の所轄庁を文部大臣（現文部科学大臣）に一元化したとしても、必要とされる行政対応を行うための人員や予算が足りなければ、改正理由に挙げられているような行政対応が可能となるかは疑わしく、所轄庁の変更は無意味な変更となるう。

ii 書類の提出義務については、報告書では、改正理由として、「所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を把握することにより、宗教法人が宗教団

(20) 桐ヶ谷・前掲注(18) 76-77頁。

体としての要件を備えていることの確認等、所轄庁が現行法上期待されている責任を適切に果たすことができ、宗教法人制度の適正な運用をはかることができる」、所定の書類の提出によって「宗教法人側の適正、適切な事務処理についての自覚を促し、宗教法人法の基本である宗教法人の自治能力と管理運営の透明性の向上に資することになる」などが挙げられている。

これに対しては、「財務会計に関する書類の提出義務を課することは、所轄庁が宗教法人法の聖なる部分に関与することにつながる。これは公権力による、宗教法人の信教の自由に対する管理・干渉⁽²¹⁾につながり、信教の自由に対する侵害となる」という批判がなされている。

確かに、宗教法人の「聖なる部分」と「俗なる部分」とを区別するのは非常に難しく、求められている書類には「聖なる部分」と関わる数字や事項もある。しかし、宗教法人に対して、何らかの宗教上の行為を強制したり禁止したりする法的効果を伴うわけでも、信者や宗教団体の宗教的活動に実質的負担をかけているわけでもないから、書類提出義務を課すことが直ちに信教の自由を侵害するとまでは言えないだろう。

ただし、この書類提出義務については別のいくつかの疑問が沸いてくる。第1に、書類提出の義務づけによって、所轄庁に期待されている責任を適切に果たせるのかどうかという疑問である。というのは、所轄庁が宗教団体としての要件を備えているかどうかを確認するという責任に関しても、「所轄庁を欺き、宗教を装う悪質な団体であれば、財務関係の書類を提出させ

(21) 桐ヶ谷・前掲注(18)63頁。桐ヶ谷によれば、財産目録を見ればその宗教団体が礼拝の対象としている本尊や神像などが明らかになる。また、収支計算書では宗教活動収入として「供養」「布施」「喜捨金」など信者からの宗教上の献金の額が記載されることになり、また宗教活動費として「儀式費」「行事費」「布教費」などが記載されることになり、これらは宗教活動そのものであり、数字から宗教法人の宗教活動（「聖の側面」）の実態が表われる。したがって、宗教団体の聖の部分に対する国家の関与につながるというのである（61頁）。

でも、それらしき書類を出してくると思われるからである⁽²²⁾。

第2に、書類提出の義務づけによって、「宗教法人側の適正、適切な事務処理についての自覚を促し、宗教法人法の基本である宗教法人の自治能力と管理運営の透明性の向上に資することになる」かどうかは、必ずしも明らかではない。いくつかの書類提出だけで宗教法人の自治能力や管理運営の透明性の向上を期待するのは、過大な期待ではなからうか。また、宗教法人の「管理運営の透明性の向上」が宗教法人法の基本とさえ言えるかどうかとも定かではない。「管理運営の透明性の向上」が基本とされるのであれば、宗教法人法には透明性を要求する、より厳しい規定が置かれているはずではなからうか。

これらの疑問とは別に、提出された書類の利用・活用に関しても、所轄庁が負う守秘義務と国会の国政調査権、地方議会の調査権との関係、さらには情報公開法・情報公開条例との関係はどうなるのかといった問題点も指摘⁽²³⁾されている。

このほか、提出書類の利用に関して、文化庁宗務課が不活動法人の特定などを行うように通達を出している点について、「文化庁宗務課は、宗教界との合意によって、毎年宗教統計を作成している。所轄庁と宗教法人との接触、連絡は常時行われているのであり、不活動法人を確認する機会、書類提出に依らなくても、いくらでもあるのであり、不活動法人の特定が目的であれば書類提出を義務付ける必要はないとの批判がなされている⁽²⁴⁾」。

iii 信者その他の利害関係人による閲覧請求について、報告書では、この点の改正理由として、「宗教法人の宗教活動の自治に対しては、その在り

(22) 洗建「宗教法人法改正問題」京都仏教会監修／洗建・田中滋編『国家と宗教—宗教から見る近現代日本 下』（法蔵館、2008年）〔以下、『国家と宗教・下』と引用〕173頁。

(23) 桐ヶ谷・前掲注（18）66-67頁。

(24) 洗・前掲注（22）165頁。

方に介入すべきでないのは当然であるが、法律が関与する法人の財務会計等の管理運営の側面については、より民主的運営や透明性を高めるべきであるという社会一般の論理を取り入れるべきであり、……宗教法人の公共性に対応した公正な運営をより一層確保することが必要である」ということが挙げられている。また、「法25条の書類は、宗教法人の財務会計等の管理運営に関する事項を客観的に記載したものであり、個々具体的な宗教活動の内容を示すものでないから、閲覧請求を認めることとしても、宗教法人の宗教活動が阻害されたり、その自治が侵害されることはないと考えられる」とも指摘している。

この点については、「どの宗教法人にも、公権力をもって、画一的かつ一律に一しかも『聖』の領域の事項に密接に関連する事項について一開示を強制することは、自治に対する介入であり、許されない」という批判や「信者」や「その他の利害関係人」の範囲が明確でないという批判などがある。⁽²⁵⁾

もっとも、改正に賛成する論者も「第一次的には宗教法人側で、教義、慣行、伝統等にしがって信者の範囲、開示の方法、手続、範囲等について自主的にルール作りをしてよく、正当な利益の有無、不当な目的での開示請求かを判断して拒否できる」とする⁽²⁶⁾ので、情報公開制度の運用次第では、両者の違いはそれほどでもないのかもしれない。

たとえ法律で信者その他の利害関係人による閲覧請求を認めたとしても、宗教法人と信者との関係は様々であるため、誰にどのような情報を開示するかは宗教法人が自主的に決めることができると解する限り、違憲とまでは言えないだろう。ただし、次の点に留意すべきである。それは、情報開示のように俗世間では推進されるべきことについても、そのまま宗教

(25) 桐ヶ谷・前掲注(18) 68-69頁。同じく、洗建も、宗教団体における信者の位置づけや権利に関しては、それぞれの宗教の性格によって大きな違いがあり、世俗の法律が一律に信者の権限を定め、強制するのは信教の自由の侵害にほかならないとする(洗・前掲注(14) 32頁)。

(26) 棚村・前掲注(18) 46-47頁。

団体にそれを求めるべきではないという点である⁽²⁷⁾。「信者や利害関係人の情報公開請求を認めることは、宗教紛争を誘発する危険⁽²⁸⁾」があることも考慮すれば、より一層慎重な制度の運用が望まれるはずである。

iv 宗教法人審議会の委員数の変更については、報告書では、宗教法人をめぐる多様化・複雑化する事態に対応するために学識経験者等の委員を増員する必要性が説かれている。

改正に批判的な論者からは、宗教法人審議会は「本来は宗教界の代表や学識経験者によって、宗務行政を監視し、チェックすることを目的で設置された委員会であるのに、行政に同調する委員を増員し、宗教界代表の比率を落とすことにより、逆に宗教界を監視し、行政の隠れ蓑とする委員会に作り変えてしまった⁽²⁹⁾」という批判がなされている。

変更の思惑はどうあれ、多様な意見を審議に反映させるために委員を増やしたと主張されれば、その大義名分に反論するのは難しい。委員の任命の仕方は問題となりうるにせよ、委員の増員だけでは違憲とまでは言えないだろう。

v 報告の聴取や質問をする権限を所轄庁に認めた理由について、報告書は、「79条、80条、81条は、宗教法人が宗教団体の実体を欠いている場合又はその運営に著しい問題がある場合に、これに対処するための一定の権限を所轄庁に与えている」との前提から、「宗教法人の適正な運営を確保するためには、所轄庁がこのような権限を適切かつ慎重に行使することが必要であるが、現行法上はこれらの規定の事由に該当する場合であっても、所轄庁においてそれを確認する法的手段が規定されていない」ために、「所轄庁が現行法上期待されている役割と責任を適切に果たすことが難しく

(27) 平野・前掲注(11) 8頁。

(28) 平野・前掲注(11) 10頁。

(29) 洗・前掲注(14) 32頁。

なっている」ことを挙げている。

この点については、報告聴取権・質問権の内実は調査権であり、「国家による宗教の管理・統制のための手段として濫用される危険性をはらむものである」という点が問題視⁽³⁰⁾されている。

また、質問権に関しては、79条「収益事業の停止命令」、80条「1年以内の認証取り消し」、81条「裁判所への解散命令請求権」も、質問権を必要とする根拠⁽³¹⁾にはならないとの批判もなされている。

報告徴収や質問が信教の自由の侵害になるのか否かは、求められている報告や質問の内容によるのであり、それらを認めれば即違憲とはならないだろう。改正に批判的な論者が懸念しているのは、改正された宗教法人法の規定自体が信教の自由を侵害するというよりも、所轄庁による権限濫用という運用上の問題の方であると思われる。

③小括

以上のように、1995年の宗教法人法の改正自体は違憲とまでは言えないと思われる。しかし、改正内容が違憲かどうかという問題と、改正内容が妥当かどうかという問題は別問題である。確かに、過去の宗教団体に対する弾圧の歴史に鑑みれば、所轄庁による報告徴収や質問についての運用上の懸念を否定することは難しい。また、改正内容が、改正目的を達成する手段になっているかどうかも疑わしいものもある。さらに、宗教法人法86条は、「この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない」と規定しており、当然のことながら宗教法人も一般の私

(30) 桐ヶ谷・前掲注(18)73-74頁。桐ヶ谷は運用の仕方いかんによっては、宗教法人の統制につながることを懸念する。すなわち、報告徴収・質問の前提となる「疑い」の有無は所轄庁が決めることから、所轄庁のさじ加減ひとつで報告聴取権・質問権を行使できることについての懸念である(74頁)。

(31) 洗・前掲注(22)166-174頁。

人と同様、各種法規を遵守する必要がある。したがって、オウム事件のような問題は、刑法、銃砲刀剣類所持等取締法、税法などの適切な運用によって対処可能な問題であると考えられるので、所轄庁の監督強化が懸念されるような宗教法人法の改正によって対処しようとするのは望ましくなかったと思われる。⁽³²⁾

要するに、i 運用上の懸念があること、ii 改正によって所轄庁の責任がよりよく果たされるようになるかは疑問であること、iii オウムのような事件にも既存の法規制で十分対処可能であったことなどから考えると、この法改正が妥当だったのかは疑わしいというのが筆者の見解である。

4. 法改正後の状況

(1) 法改正の影響・反響

1995年の宗教法人法の改正によって、様々な影響・反響が生じるとともに、その後の情報公開法や公益法人制度改革関連法の成立により、新しい法的な問題状況も生まれている。ここでは、そのいくつかについて言及しておきたい。

まず、宗教法人法改正に対する宗教界の反応として、宗教法人の中に新たに義務づけられた所轄庁への書類提出を拒否したのが見られた。宗教界においては、同法の改正は、宗教法人への指導・監督の強化につながるという認識が強く、こうした態度に出たものと思われる。

こうした拒否反応の例を挙げておこう。京都仏教会は、平成10年5月30

(32) 洗建は、オウムのような重大事件になる前に「これを察知できなかったのかという問題は、宗教法人の所轄庁が対処すべき問題ではなく、刑法を所管する警察が、予兆ともいべきいくつかの事件の段階で、これを把握できなかったのか^{*}が問われるべきであったのだ」という。つまり、宗教活動による不祥事や犯罪の場合、それは「所轄庁の問題ではなく、警察あるいはこれを規制する法律を所管する行政の、または純粋に民事的な問題なのである」（洗・前掲注（22）161頁、164頁）。

日「改正宗教法人法は信教の自由や政教分離の原則に違反するもの」であり、「官による宗教への管理介入」につながるとした上で、所轄庁に対する書類等の提出を拒否することを申し合わせるとともに、加盟寺院や他の宗教団体に対して書類提出拒否を呼びかけ、その結果、京都府では約半数⁽³³⁾の宗教法人が提出を拒否した。こうした書類提出義務違反に対しては、過料が科されることになるが、過料を支払った後も書類の提出を拒否した宗教団体や、過料の支払い自体も拒否している宗教団体もある⁽³⁴⁾。

また、宗教法人の認証実務についての影響も指摘されている。洗建によれば、この改正によって、実際に所轄庁は認証制度の精神を無視して、「3月以内に」という法の規定に違反して、認証の決定まで平均3年は放置するという違法な裁量行政をはじめており、全国的に行われているので、これは宗務課の指導によるものであるとされる⁽³⁵⁾。宗務行政に明るくない筆者としては、所轄庁の対応が法改正を契機として行われるようになったかどうかは判断しかねるが、指摘の通りであるなら法改正が宗務行政に悪影響を及ぼしたことになる。

以上のような影響以外にも、当然のことながら、宗教法人にとっては、新しく義務づけられた書類の作成や提出、信者等による書類の閲覧請求のためのルール作成など、負担が増加したことも影響に数えられよう。

ところで、宗教法人法の改正後は、この改正問題について論じているものはあまり見られず、改正論議の際の議論の高まりは一体何だったのかと疑いたくなるような状況にあった。このような状況を、この程度なら仕方がないという宗教法人側の諦めと捉えるのか、それとも改正前の懸念は杞憂にすぎなかったと見るのかは、見解が分かれよう。あるいは、宗教法人法改正よりも大きな問題が生じてきたために、改正論議の論点が脇へ追い

(33) 平野武・齊藤稔『宗教法人の法律と会計』（晃洋書房、2001年）92頁。

(34) 書類提出拒否を行っている当事者の発言として、京都仏教会理事・安井攸爾「インタビュー 反古都税運動と京都仏教会」『国家と宗教・下』535頁参照。

(35) 洗・前掲注(22)183頁。

やられてしまったという見方もできるのかもしれない。そのような可能性を感じさせるのが、情報公開法や公益法人制度改革関連法の制定である。次に、これらの新法の宗教法人への影響について考えてみたい。

（２）宗教法人情報へのアクセス

①情報公開法の制定と宗教法人への影響

1998年、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（いわゆる情報公開法）が制定され、各都道府県でも情報公開条例が制定された。前述したように、宗教法人法の改正によって宗教法人には所轄庁への所定の書類の提出が義務づけられたことから、行政機関が宗教法人の情報を持つようになった。そのため、宗教法人の情報を知りたいと思う者にとっては、宗教法人法上の信者その他の利害関係人による宗教法人に対する所定の書類の閲覧請求のほかに、情報公開法・情報公開条例に基づく国・地方公共団体に対しての宗教法人情報の開示請求というもう一つの手段が考えられるようになった。

このような状況に対する宗教界の反応に言及しておく、1997年10月30日、日本宗教連盟は、情報公開法制定に当たって、提出書類を適用除外又は不開示情報とすることを法律上明示するよう強く要望する「情報公開法案立案にあたっての要望書」⁽³⁶⁾を総務庁長官に提出したが、この要望は実現されなかった。

しかしながら、情報公開法における審議（衆議院内閣委員会1998年6月4日）の中で、当時の文化庁宗務課長は、宗教法人情報について国では原則不開示条項になると答えたうえで、都道府県も同様に原則不開示となるように指示したいと答弁し、1998年7月4日付けで文化庁総務課長による不開示取扱いの通知が出された。ただし、地方分権一括法による改正に伴

(36) 小池健治「宗教法人法の改正問題と情報公開—広島高裁判決をめぐって」『国家と宗教・下』247頁、石村耕治「判批」白鷗大学法科大学院紀要1号（2007年）262頁。

い、宗教法人法25条4項の規定により都道府県が処理することとされる事務については、第1号法定受託事務とされることになったため（宗教法人法87条の2）、機関委任事務にかかわる前記の文化庁総務課長による通知は廃止⁽³⁷⁾された。

②鳥取県の対応と日香寺事件

以上のような経緯から、ほとんどの地方自治体では宗教法人の提出した書類をそのまま開示するようなことはなかった。ところが、2003年11月下旬、鳥取県知事は、県の情報公開条例に基づき、県所轄の2つの宗教法人が県に提出していた備え付け帳簿の写しのうち、「財産目録」や「収支計算書」に記載されていた財務情報すべてと役員名簿の代表役員名を開示⁽³⁸⁾した。

この鳥取県の情報公開を契機として出されたのが、2004年2月19日付けの文化庁次長通知「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」である。このなかで、提出された書類の開示請求があった場合には、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすることが記されていた。これに対して、鳥取県側はこの通知を無効と考え、宗教法人情報を開示する姿勢を崩すことはなかった。

【日香寺事件】

こうしたなか、情報公開条例に基づく宗教法人提出書類の開示請求の許否が裁判で争われる事件が起きた。日香寺事件⁽³⁹⁾である。この事件は、鳥取県Y知事が、県の情報公開条例に基づき、第三者の請求によって、同人に

(37) 田中孝男「判批」速報判例解説1号（2007年）44頁。

(38) このときの鳥取県の対応の詳細については、宮澤佳廣「宗教法人と情報公開—鳥取県の宗教法人情報開示事件を巡って」宗教法25号（2006年）19-20頁。

(39) この事件に関する文献としては、管充行「宗教法人と情報公開：日香寺（鳥取県）事件判決について」宗教法27号（2008年）65頁以下、田中・前掲注（37）43頁以下、宮澤・前掲注（38）19頁以下、小池・前掲注（36）245頁以下、石村・前掲注（36）249頁以下などがある。

対して、宗教法人X（日香寺）の規則、代表役員名簿、責任役員名簿、財産目録、収支計算書の一部の開示の決定を2005年5月10日付けで行ったのに対して、Xが、本件開示決定は法律及びYが従うべき主務大臣の指示等に反し、Xの信教の自由を侵害するとして、その取消を求めたものである。

第一審（鳥取地判平成18・2・7）は、本件書類の管理事務は自治事務としながらも、法定受託事務と密接不可分な事務であることから、大臣等に処理基準を定める権限があるとして文化庁次長通知の拘束力を認め、これに従わなかった本件開示決定は、県の情報公開条例9条2項1号に違反するとした。第二審（広島高松江支判平成18・10・11）は、本件書類の管理事務は法定受託事務であるから、文化庁次長通知は条例9条2項1号にいう「実施機関が従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為」に該当し、これに従わずになされた本件開示決定は、条例9条2項1号に違反するとした。最高裁（最決平成19・2・22）も上告を棄却し、上告受理申立についても不受理とした。

【若干のコメント】

裁判所の判断では、宗教法人の提出した文書の管理が、自治事務なのか法定受託事務なのかといった文書管理事務の性質が専らの争点とされていたが、ここでは、宗教法人の情報の保護と情報公開との調整という観点から若干のコメントを述べておきたい。

宗教法人法上の閲覧請求と県情報公開条例による開示請求には、2つの相違点がある。第1の相違点は、前者では信者その他の利害関係人が閲覧することについて正当な理由があり、かつ不当な目的によるものでない場合に限り認められるというかなりの制限が設けられているのに対して、後者では宗教法人と何ら利害関係も持たない一般人が請求できるという点である。第2の相違点は、閲覧又は開示の決定権者の違いである。宗教法人法の場合の閲覧決定は当該宗教法人が行うが、情報公開条例の場合の開示決定は県知事が行うことになる。

この2つの相違点から言えることは、宗教法人の法人情報の保護と県民の知る権利との調整の仕方に、宗教法人法と県情報公開条例とでは齟齬があるということである。そして、その齟齬は、宗教法人法で閲覧制限を設けた趣旨＝宗教法人の信教の自由・プライバシーへの配慮が、情報公開法の運用によって没却される可能性があることを意味している。

それでは、調整の仕方としていずれが妥当か。情報公開条例による知る権利の保障が、住民の地方自治への参加の促進や行政の透明性の確保を目的とするのなら、宗教法人情報の開示がどれだけこの目的に資するのかは疑わしい。しかも、「宗教法人の非公知情報を開示することが、『知る権利』の実現や公益性の確保に⁽⁴⁰⁾どれだけ有益なのかは不明である」。さらには、情報開示は宗教法人をめぐる紛争を誘発する危険性もある⁽⁴¹⁾。これらの点を踏まえれば、調整の仕方としては宗教法人法の方が適切だろう。宗教法人情報へのアクセスを限定的に捉えるという意味で、裁判所による開示決定の取り消しは適切であったと思われる。

この最高裁の上告棄却決定によって、宗教法人提出書類の開示決定を取り消す判決が確定したため、宗教界は情報公開法制定の際の前記要望が自治体行政に反映したものと⁽⁴²⁾して歓迎している。ただ、最高裁が是認した高裁判決では、文化庁次長通知という行政機関の判断が結論を左右している点に留意する必要がある。行政の判断に依拠する判決の論理からすれば、行政の考え方が変われば、結論も変わる可能性があるものであり、その意味では、この決定で宗教法人情報の保護が強固なものとなったとは必ずしも

(40) 宮澤・前掲注(38)28頁。

(41) 本件においても、地裁での原告側の主張は、原告の包括団体である日蓮正宗が破門した創価学会から多数の訴訟を提起され、その訴訟の中で宗門の財務関係資料が宗門に対する攻撃手段として使用されてきたことに触れ、本件の情報開示が原告を攻撃するための材料として使われる可能性に言及している(判例時報1983号73頁以下)。

(42) 小池・前掲注(36)252頁。

言えないからである⁽⁴³⁾。したがって、宗教法人情報の保護を重視する立場からすれば、憲法レベルでの議論が展開されるべきであったと考えられよう。

こうした宗教法人情報と情報公開という論点を提起していた日香寺事件は、次に述べるような公益法人制度改革と連動して、宗教法人の公益性を担保するために情報公開がますます要請されていくという方向性を示唆し⁽⁴⁴⁾ている。そこで、次に公益法人制度改革について見ておきたい。

（3）公益法人制度改革

2006年5月26日に公益法人制度改革関連3法が成立した⁽⁴⁵⁾。こうした制度改革が行われた理由としては、従来の主務官庁による公益性の判断基準が不明確であることに起因し、公益法人の設立が困難であり民間非営利部門の公益的活動が阻害されているとの問題を改善するためという点と、営利法人と実質において変わりがない公益法人が税制上優遇措置を受けているとの批判に対応するためという点が挙げられる⁽⁴⁶⁾。

今回の公益法人制度改革においては、宗教法人は対象外とされているため、この制度改革が、宗教法人制度改革に直接繋がるものでない。しかし、広義の公益法人と一般には考えられている宗教法人にとって、この改革が

(43) 判決が行政決定に依拠した点に信教の自由に対する司法的保護の物足りなさを指摘するものとして、管・前掲注（39）74頁。また、高裁判決に対しては、法定受託事務についての処理基準に法的拘束力を認めないのが支配的見解であることを理由として、異論もありうるとの指摘もなされている（石村・前掲注（36）258頁）。

(44) この点を指摘するものとして、宮澤・前掲注（38）28頁。

(45) 新しい公益法人制度については、梅澤敦「公益法人制度改革関連3法」ジュリスト1323号（2006年）88頁以下、新公益法人制度研究会編著『一問一答 公益法人関連三法』（商事法務、2006年）、渡部・前掲注（3）544-557頁など参照。

(46) 日本税理士会連合会監修・新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人・弁護士法人 関西法律特許事務所編『新公益法人制度の法務と税務Q&A—その手続と税務対策』（ぎょうせい、2008年）3頁。

無関係であるとまでは言い切れないだろう。⁽⁴⁷⁾そこで、この公益法人改革関連法について、その特徴や背景について簡単にみたく、宗教法人制度⁽⁴⁸⁾への影響について考えてみたい。

①改革関連法の特徴

今回の公益法人制度改革の第 1 の特徴は、営利を目的としない社団または財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を所得できる一般的な法人制度が作られたことである。

第 2 の特徴は、内閣総理大臣又は都道府県知事（以下、行政庁）が、独立した民間有識者からなる合議制の機関（公益認定等委員会など）の意見に基づき、一般社団法人または一般財団法人の公益認定を行う制度になったことである。つまり、非営利の社団・財団は、登記のみで一般社団法人・一般財団法人になることができ、さらに公益認定を受ければ、公益社団法人・公益財団法人になることができるとい、いわば 2 階建ての制度設計が行われたことになる。

第 3 の特徴は、行政庁は、認定を受けた公益法人の監督権限を持っている点である。行政庁は、毎事業年度ごとに公益法人から書類の提出を受けるほか、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、報告徴収権や立入検査権を有する。なお、この権限については、欠格事由に該当するかどうかについての調査に関するものを除き、公益認定等委員会に委任される。このほか、公益認定の基準に適合しないなどの疑いがあるときには、必要な措置をとるよう勧告ができ、それに従わないとき

(47) 他の公益法人制度への影響としては、社会福祉法人や医療法人に関する制度への影響が既に見られる。この点については、財団法人公益法人協会編集『公益法人制度改革—そのポイントと移行手続』（ぎょうせい、2007年）14-15頁〔太田達男執筆〕参照。

(48) 公益法人制度改革と今後の宗教法人法制の目指すべき方向を論じるものとして、藤原究「公益法人制度改革と宗教法人税制のあり方に関する一考察」早稲田法学会誌60巻1号（2009年）493-521頁がある。

には、勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。また、法定の欠格事由に該当するに至ったときには、その公益認定を取消することができる。

以上のような公益法人制度改革は、規制緩和、行政改革推進の一環として取り組まれたものである。⁽⁴⁹⁾一般の社団法人・財団法人については、準則主義に基づき設立を容易にすることで民間活力を利用しながら民間が担う公益の促進を目指し、小さな政府の方向を志向する一方、公益認定制度を通じて公益認定を受けた公益法人に対しては規制を強めていくことが目指されている。

②宗教法人への影響

こうした制度改革が行われた直後、とりわけ公益法人認定制度が、公益性の存在、税負担の免除、規制の強化という3つの要素から組み立てられており、税制のあり方が本来の公益活動については「非課税」から「免税」へと転換されようとしているとの評価がなされていた。⁽⁵⁰⁾そして、このような非課税制から免税制への転換を認めれば、こうした課税取扱いは必ずエスカレートし、宗教法人その他に影響を及ぼすことが必至であると考えられていた。⁽⁵¹⁾なかでも、公益性の判断と免税とがセットになっているとすれば、特定の宗教法人は、その活動の効果の及ぶ範囲が狭いことを理由に公益性がないということになりかねず、そうすれば、公益性要件を満たし免税特典を得るために、宗教本来のあり方が歪められたり、国家による宗教

(49) 田中治「公益法人制度改革と宗教法人」『国家と宗教・下』494頁。もっとも、新制度には複数の思想（「政府と民間部門の関係の再編成」「個人の善意の行動の支援」「私人の財産管理の自由の拡張」など）が合流していることを指摘するものとして、中田裕康「一般社団・財団法人法の概要」ジュリスト1328号（2007年）10頁。

(50) 田中・前掲注（49）494頁。

(51) 石村耕治「公益法人制度改革と宗教法人への影響—「営利法人並み課税」への転換と宗教法人への波及問題—」宗教法24号（2005年）23頁。

統制に向かうことが懸念されていた⁽⁵²⁾。もっとも、実際の公益法人制度改革に伴う税制面での見直しにおいては、非課税制から免税制へという転換は見られず、上記の見通しとは異なる方向に進んだようである⁽⁵³⁾。

ところで、公益法人制度改革の宗教法人制度への影響という問題を検討する際、宗教法人は公益法人なのかという論点の検討が必要であると思われる。確かに、宗教法人は、広い意味では公益法人と一般的には考えられており、法人税法上も「公益法人等」に分類されている。しかし、「公益法人」と「公益法人等」の間には、無視しえない大きな隔たりが存在しており、これらを単純に同一視することはできないからである⁽⁵⁴⁾。

制度改革後の公益法人と宗教法人との違いを挙げてみよう。まず、公益法人には公益認定制度がある。このような制度が宗教法人にも適用されるとは考えられない。なぜなら、公益認定のようなものを宗教法人制度にも導入すれば、宗教の公認制へと繋がっていく懸念があり、信教の自由や政教分離原則からすれば採用し得ないと考えられるからである。

また、行政の指導・監督のあり方も、公益法人の場合と宗教法人の場合とを同じように考えれば、宗教法人法の基本精神は骨抜きにされ、信教の自由や政教分離原則に抵触する可能性が高い。

さらに、情報公開のあり方についても違いがある。公益法人の場合には、事業計画書、収支予算書、財産目録、役員名簿、理事等に対する報酬等の支払い基準を記載した書類、定款、社員名簿、計算書類などについて、何人に対しても閲覧を認めており、正当な理由がなければ公益法人は拒むことはできない（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律21条）。これに対して、宗教法人法では所定の書類の閲覧請求者は信者その

(52) 田中・前掲注(49) 512頁。

(53) 田中・前掲注(49) 515-516頁。

(54) この点については、大石眞「宗教団体と宗教法人制度」ジュリスト1081号(1995年) 12-13頁。大石の分析は、民法上の「公益法人」と税法上の「公益法人等」の違いに焦点を当てたものであるが、現行法下でも当てはまるだろう。

他の利害関係人に限定されている（宗教法人法25条3項）。こうした違いが生じるのも、信教の自由・政教分離原則への配慮からである。

そのうえ、宗教法人の有する公益性ゆえに税制上の優遇措置がとられているという見方も、検討する余地がある。宗教法人に対する税制上の優遇措置は、後述するように、公益とは関係のない理由から認められているという考え方も可能だからである。

公益法人改革に関連して、宗教法人その他の広義の公益法人改革もセットでやるべきだったという見解もある。確かに、現行の宗教法人法は完璧なものではなく、改善すべき余地は多分にあると思われる。しかし、上記のような公益法人と宗教法人との違いを考慮すれば、公益法人の議論を単純に宗教法人に持ち込むという形で宗教法人改革を行うことには無理があることが分かるはずである。宗教法人制度改革のためには、この制度の有する特殊性を踏まえた慎重な議論が必要であり、その意味で公益法人制度改革から宗教法人その他が対象からはずされたのは適切であったと思われる。⁽⁵⁵⁾「宗教法人は、宗教法人」だという点に留意する必要がある。

5. 憲法学的視点からの論点提示

1995年の宗教法人法改正論議やその後の宗教法人をめぐる法状況はもろんのこと、これから生じてくる宗教法人についての法的問題を検討・評価していくためにも、憲法学的視点からの原理的考察が必要であると思われる。こうした考察は、宗教法人をめぐる問題が政争の具とされたり、偶

(55) 井上恵行は、次のように指摘している。「宗教法人には公益性がないとして税法上の特典を与えるべきではないと主張することも妥当ではないが、宗教法人の宗教法人たる特殊性を無視して宗教法人を一般公益法人なみに取り扱うことも適当でないと思う。要するに、宗教法人は宗教法人である、宗教団体は宗教団体である」(井上・前掲注(3)159頁)。

発的事情に左右されないようにするためにも、是非とも必要なものと考えられる。以下、こうした原理的考察を行うための前提となるようないくつかの論点を提示しておきたい。

① 宗教団体・宗教法人の信教の自由

人権の享有主体に関する論点の一つに、団体・法人の人権享有主体性の問題がある。この点につき、代表的な学説は、「法人の活動が自然人を通じて行われ、その効果は究極的に自然人に帰属することに加えて、法人が現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていること」に鑑み、人権規定は、法人に対しても性質上可能なかぎり適用されると考えている。⁽⁵⁶⁾

しかし、人権はもともと中間団体（法人）からの人権という課題を背負って登場してきたことを強調する樋口陽一の問題提起以降、⁽⁵⁷⁾法人の人権享有主体性を単純に肯定することは難しくなってきている。

長谷部恭男も、憲法上の権利を「切り札」としての人権と「公共の福祉」に基づく権利とに分類し、法人に認めることが許されるのは後者のみだとしている。そのうえで、法人が憲法上の権利を主張しうるか否かは、「個別の事例ごとに、それが個人の憲法上の権利の保障に役立つか、あるいは社会全体の利益という観点から正当化しうるかに応じて決定すべき」であるとする。⁽⁵⁸⁾

また、高橋和之も、長谷部とは異なる点もあるものの、団体に固有の人権主体性を否定し、「人権が個人の尊厳という基本価値に由来することから言えば、団体が人権を享有しうるのは、それが個人の尊重につながる場合に限られる」とし、団体は「構成員の人権を代表して主張することがで

(56) 芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法〔第5版〕』（岩波書店、2011年）89頁。

(57) 樋口陽一『近代憲法学にとっての論理と価値—戦後憲法学を考える』（日本評論社、1994年）172-175頁、同『憲法〔第3版〕』（創文社、2007年）182-184頁など。

(58) 長谷部恭男『憲法〔第5版〕』（新世社、2011年）111頁、123頁。

きるにすぎないと考えるべきだ⁽⁵⁹⁾」とする。

こうした団体・法人の人権享有主体性を認めることに懐疑的な学説の立場からは、宗教法人に信教の自由が認められるということも論証の必要のない自明の事柄ではなくなる。とりわけ長谷部の説明からすれば、宗教団体・宗教法人に信教の自由が認められるためには、個人の信教の自由の保障に役立つことや、社会全体の利益という観点から正当化されることを示す必要があることになる。これらをクリアして宗教法人に信教の自由が認められるとしても、その自由の性格や保障の程度は、個々のケースごとに、個人に保障される信教の自由の場合とは異なってくるものと思われる。

また、樋口の問題提起からすれば、宗教団体内部において、信者の信教の自由が団体から侵害されたり、団体の決定や方針と緊張関係に置かれたりするような場合、これをどう考えるのかという点も重要な論点となってくる。この点に関しては、団体が「構成員（の一部）と対立するときには、そこで団体が構成員に対して主張しうるのは団体の規律権であり、それが内部の少数派の人権と対立する構図となる⁽⁶⁰⁾」という見方が、この問題を考えるための基本的な枠組みとなろう。

② 宗教的結社の自由と法人格取得／解散

宗教的結社の自由については、これが宗教団体の法人格の取得とどう関係するのも論点となる。この点については、宗教団体に法人格を付与することと宗教的結社の自由とは直接関係がないという見方もある⁽⁶¹⁾。

これに対して、結社の自由と法人格取得とをより関連づけて捉える見方

(59) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第2版〕』（有斐閣、2010年）90-91頁。もっとも、高橋の場合には、「公益のために人権を認めるという議論は、人権の根拠づけとしては受け入れがたい」とされる（同90頁）。

(60) 高橋・前掲注（59）91頁。

(61) 法学協会編『註解日本国憲法上巻』（有斐閣、1953年）412頁、芦部信喜編『憲法Ⅱ人権（1）』（有斐閣、1978年）319頁〔種谷春洋執筆〕、中根・前掲注（3）129頁など参照。

も存在している。大石眞は、「法人格の付与は独立の権利主体であることを公示する意味をもち、結社に意義を認めるなら、その適切な管理・運営のために法人格をもちうるようにすることが、結社の自由を尊重する趣旨にかなうものであり、「憲法の自由主義原理は、一般的な法人の設立要件について許可主義から認可主義・準則主義へと導くはずである」として⁽⁶²⁾いる。こうした大石の視点からすれば、公益法人制度改革の一環として一般社団・財団法人が準則主義により法人格の取得ができるようになったことは、単なる立法政策の問題ではなく、憲法上の結社の自由の具体化の問題として位置づけられることになろう。⁽⁶³⁾

確かに、法人格の取得が様々な便益をもたらすことを考えると、法人格の取得のあり方は結社の自由と無関係とは言えない。ただ、結社の自由がそうした法人格取得のあり方にどのようなコントロールを及ぼしうるのか(たとえば、法人格の取得要件としてどのような要件を課せば違憲となるのかなど)、とりわけ政教分離原則も考慮しなければならない宗教的結社の自由の場合にはどう考えたらいいかについては不明確な点が多く、今後の検討課題とされよう。

また、宗教法人の解散は、法人格の剥奪の問題であるから、上記のような問題意識からは結社の自由の問題ともなる。休眠法人の整理の問題などにも関連して、解散制度のあり方については検討すべき課題も多い。

③ 宗教法人のプライバシーの権利・自己情報コントロール権

(62) 大石眞「結社の自由」高橋和之・大石眞編『憲法の争点〔第3版〕』(1999年)123頁。また、大石は、宗教法人法改正を論じるシンポジウムにおいて、「このたびの宗教法人法の改正問題というのは、図らずも、結社の自由とか宗教的自由という観点から、法人格付与の問題、あるいは法人設立の問題を、憲法の問題として扱うべきだということを意識させるようになった」と述べている。大石眞「宗教法人法の理念と矛盾点」・前掲注(1)『宗教法人法はどこが問題か』30-31頁。

(63) このように捉えるものとして、田近肇「結社の自由」大石眞・石川健治編『憲法の争点』(2008年)141頁。

学説では、プライバシーの権利は法人にも認められるが、その保障の程度は自然人の場合とは当然に異なるとされている。⁽⁶⁴⁾ もっとも、前述したように、宗教法人に人権が認められるかは自明のことではないので、プライバシーの権利や自己情報コントロール権が宗教法人に認められるためには、論点①と同様に、それを正当化する論拠が必要であろう。

確かに、宗教法人法は、信者その他の利害関係人による所定の書類の閲覧請求に関して、宗教法人の自己情報コントロール権に調和的な見方を示している。しかし、自己情報コントロール権の根底に個人を「道徳的自律の存在」⁽⁶⁵⁾として捉えることが横たわっているのであれば、宗教法人にこの権利を直ちに認めることは困難である。この権利が認められるためには、宗教法人の情報公開によって信者の宗教的活動にどの程度支障をきたすのか、これを未然に防ぎ、信者の信教の自由を保障するために、宗教法人による情報のコントロールがどの程度必要とされるのかなど、慎重な検討を必要としよう。そうした検討の結果として、宗教法人に自己情報コントロール権が認められるとしても、当然のことながら、その保障の程度は情報の性質や公開した場合の信者の宗教的活動に対する支障の大きさなどによって変わってくると思われる。

また、宗教法人にプライバシーの権利や自己情報コントロール権が認められた場合、これらの権利と情報公開の要請とをどのように調整するのかも考えなければならない。この論点も、宗教法人と公益法人との関係をどう考えるかという論点とも関連してくる。この点に関しては、政教分離原則の下では、宗教法人と公益法人とでは説明責任を尽くす手法が当然に異なってくる⁽⁶⁶⁾と考えざるをえないので、前述したような宗教法人法のような

(64) 芦部・前掲注 (56) 90頁。

(65) 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）182頁。

(66) 石村・前掲注 (36) 260頁。この点につき、石村耕治は、「憲法が保障する政教分離ルールの適用がある宗教法人の場合、アカウントビリティ（説明責任）を尽くす手法が他の公益法人などとは異なって当然である」とし、公益法人の制度を宗教法人にそのまま持ち込むことに疑義を唱える。

調整の仕方が妥当であろう。

④ 聖俗分離の原則と政教分離原則との関係

宗教法人法は、一般に聖俗分離の原則に基いていると考えられている。⁽⁶⁷⁾そして、この原則は、憲法の政教分離原則に由来するものだと考えられている。しかし、この聖俗分離の原則が、政教分離原則とどのような関係にあるのかはそれほど明確ではない。

聖俗分離の原則は、国家に係わる対象の領域の区別によっている。すなわち、この原則によれば、国家は宗教法人の活動の俗の領域（世俗的側面）には関与しうが、聖の領域（宗教的側面）には関与し得ないということになる。それに対して、判例の理解では、政教分離原則に違反するかどうかは、いわゆる目的効果基準で決められることになっているが、これは聖俗分離原則とは直接的な関係はない。⁽⁶⁸⁾目的効果基準を使うとすれば、国家による宗教の聖なる部分への係わり合いでも、その係わり合いの目的が世俗的か、その効果が宗教に対する援助・助長・促進又は圧迫・干渉等になるかどうかの問題とされ、その係わり合いが相当とされる限度を超えた場合のみ、その係わり合いは禁止されるのである。ということは、国家は宗教の聖の部分との係わり合いを一切持つてはならないというものではない。逆に、目的効果基準をクリアできなければ、国家は、宗教法人の世俗的な部分への係わり合いも許されないことになる。

要するに、判例の考え方では、政教分離原則は、国家に係わる対象の性質で係わり合いの許されるものとそうでないものを選別しているわけではないのである。宗教法人法が聖俗分離の原則から成り立っているとしても、それは少なくとも判例の理解する政教分離原則とはかなり性格を異に

(67) 聖俗分離の原則については、中根・前掲注(3)182頁、石村耕治編著『宗教法人法制と税制のあり方—信教の自由と法人運営の透明性の確立』(法律文化社、2006年)6-7頁、桐ヶ谷・前掲注(18)57頁など参照。

(68) 最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁〔津地鎮祭事件〕。

するものだという⁽⁶⁹⁾ことに留意する必要がある。

さらに、宗教法人法が聖俗分離原則に基づいているとしても、宗教法人の活動を聖俗に区別可能かという問題も考えておく必要がある。宗教法人の活動を聖俗に分離することが實際上困難であれば、国家による宗教法人の世俗的な側面への関与さえ宗教的側面への関与と同視され、そのような関与は認められないということにもなる⁽⁷⁰⁾。そのような場合、聖俗分離原則は機能しない原則となるおそれがある。

⑤ 宗教と公益／宗教法人と公益法人の関係

宗教が公益かどうかという論点⁽⁷¹⁾は、政教分離原則の根拠や宗教法人に対する税制上の優遇措置の根拠（論点⑥）とも関わる重要な論点である。また、この論点は、宗教法人と公益法人との関係をどう考えるのかという論点とも関連し、宗教法人の情報公開（論点③）や適正なガバナンスのあり方の議論にも影響を及ぼす論点である。

宗教は公益かという論点から見ておこう。この論点に関しては、アメリカの議論に依拠して検討する田近肇の論稿が参考になる。田近によれば、宗教を公益と考える考え方として、まず「代償理論」がある。この考え方は、免税措置を宗教団体が提供する道德教育、各種の慈善事業・教育事業

(69) 学説による聖俗分離の原則への言及の仕方に関しては、気になる点はいくつかある。たとえば、宗教法人法改正の際に、仏像を財産目録等に記載することが「聖」の部分にかかわり、その書類提出を義務付けることは聖俗分離原則違反だと言われたことがある（前掲注（21）参照）。しかし、こうした考え方からすれば、仏像や寺院建物が重要文化財に指定され、それに対する補修費用等の補助金を国が支出することも「聖」にかかわることになり、聖俗分離原則を単純に当てはめれば、許されないことになるはずである。補助金支出は「俗」の領域だということであれば、財産目録等に仏像等を記入することも「俗」の領域の問題と言わなければ、整合性はないのではなかろうか。

(70) こうした議論に対しては、聖俗分離が実際に困難だとすれば、何が「聖」で何が「俗」にあたって法的規制に服しうるか、宗教法人側でガイドラインや区別の基準を示さなければならないという批判もある（棚村・前掲注（18）52頁）。

(71) 長谷部恭男は、政教分離原則を支える論拠として「共和主義」「政治的多元主義」「宗教＝公益」をあげている（長谷部・前掲注（58）189頁）。

などのサービスに対する対価ないし代償であると説く。「もし宗教団体がそうしたサービスを担わなければ国家は租税によってこれを担わなければならず、その意味で宗教団体は国家の負担を軽減しているのだから免税措置がとられるのは当然」とされるのである。したがって、この「代償理論」において宗教に認められる公益とは、「本来国家が担うべきいわば『国家的公益』」を意味する。しかし、「宗教団体が提供する宗教サービスはそもそも憲法上国家が自ら提供することができないもの」であるから、「代償理論」は適切でない⁽⁷²⁾とされる。

それでは、「代償理論」の公益とは異なる宗教が有する社会的価値とはどのようなものか。この点について、田近は、宗教が個人に対して「人生の意味とは何か」という問いに対して解答を与えてくれるという点や、歴史的に、現在に至るまで、道徳及び正義の観念を發展させ、伝達し、実現するという過程にとって教会以上に重要な組織はないという点などに注目して、宗教が個人や社会全体にとって価値を有するとする議論を紹介している。ただし、「ここで説かれる社会的価値は、宗教が我々の社会生活においてそのような役割を果たすことが望ましいとしても、必ずしも、宗教に対する特別な取扱いを直ちに要求するという性質のものではない」と⁽⁷³⁾し、「代償理論」のように宗教に対する利益付与を当然に要請するものとは捉えていない。⁽⁷⁴⁾

田近の指摘する価値と重なる点もあるが、宗教が人々の心の平穩に寄与し、それが社会の安定につながる点や宗教が多様な価値観を人々に提供す

(72) 田近肇「宗教の公益性と憲法」佐藤幸治先生古稀記念『国民主権と法の支配 下巻』（成文堂、2008年）352-354頁。この代償理論（対価説・代償説）については、石村編著・前掲注（67）44頁、碓井光明「宗教法人課税の現状と問題」ジュリスト増刊総合特集『日本の税金』（1982年）128頁、中根・前掲注（3）431頁などにも説明が見られる。

(73) 田近・前掲注（72）353-354頁。

(74) このような考え方は、宗教団体に対する税制上の優遇措置（後述する論点⑥）についての「許容説」と結びつきやすく、他方、「代償理論」は「要請説」と整合的である。

ることで社会の多元化・価値観の多様化を維持・促進する点などにも、宗教の社会的価値を見出すことができよう。このような宗教の有する社会的価値を公益と呼ぶことも可能であろう。

もっとも、こうした様々な意味で捉えられる宗教の社会的価値を公益だと理解することは、別の見方からすれば、その公益の内容は曖昧であり、公益かどうかの判断基準を作ることも困難であることを意味する。結局のところ、「そもそも公益とは何か」という公益の定義の困難さが、宗教は公益かという論点への解答を難しくしている一番の要因なのである。

この点に関連して、宗教法人を公益法人に含めて考えることができるかどうかとも問題となるが、先の論点同様、定義の問題になってくるので、ここでは宗教法人と公益法人との制度上の相違点に注目しておこう。前述したように、両者には設立方法、行政との関係、情報公開のあり方などで大きな違いがあり、こうした制度上の違いからしても両者を同一視するのは難しい。しかも、宗教法人に対しては、信教の自由や政教分離原則が係わってくるため、他の公益法人と同じ扱いができないのは、ある意味で当然である。そのため、税制に関しても宗教法人の特性に応じた税制を組み立てる必要があり、また、宗教法人の管理運営のあり方にしても、その自律性に配慮した制度設計を行う必要があるのである。

⑥ 宗教法人に対する税制上の優遇措置⁽⁷⁵⁾

【学説】

(75) 宗教法人に対する税法上の優遇措置の例としては、次のようなものがある。収益事業から生じた所得以外の所得については法人税が課税されず（法人税法7条）、収益事業から生じた所得には軽減税率が適用される（同法66条）。所得税についても、宗教法人が受け取る利子や配当は非課税となっている（所得税法11条）。宗教法人が所有または取得した実物資産のうち、境内地および境内建物については、それがもっぱら本来の宗教活動の用に供するものである限り、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税なども課せられない（登録免許税法4条2項、地方税法73条の4第1項2号、348条2項3号、702条の2第2項）。このほかにも宗教法人は様々な税法上の優遇措置を受けており、不公平税制だという批判も強い。

宗教法人に対する税制上の優遇措置は、憲法20条1項や89条に違反しないのか。この論点に関しては、禁止説、要請説、許容説に分けて考えるのが理解しやすい⁽⁷⁶⁾。

まず、禁止説は、宗教法人に対する租税優遇措置は、実質上免税額に相当する公金を補助するに等しいので、憲法20条1項で禁止されている「特権」の付与に当たる、あるいは89条で禁止されている宗教上の組織・団体への公金支出に当たると考え、違憲であるとする説である⁽⁷⁷⁾。

次に、要請説であるが、これは、「国の課税権を『破壊』権力とみて、信教の自由は憲法上免税を要求するという考え方⁽⁷⁸⁾」である。この説によれば、宗教法人に対して税制上の優遇措置を与えることは憲法上の要請であり、そうしなければ違憲となる。

最後に、許容説は、宗教法人に対する租税優遇措置は憲法上許容されているとする説である⁽⁷⁹⁾。この許容説が多数説と思われるが、その理由付けによって、さらに i 同一待遇説、ii 偶然利益説、iii 宗教尊重説、iv 自由確保

(76) こうした分類については、大石眞「日本国憲法と宗教法人税制」宗教法22号(2003年)25-26頁の分類を参考にした。

(77) 違憲説の立場に立つと思われる伊藤正己は、宗教法人に対する免税措置は、積極的な公金の支出ではないが、実質上は免税額に相当する公金を補助するのに等しく、憲法89条前段は厳格に解する必要があるため、政教分離の原則からみて憲法上疑義があるとする(伊藤正己『憲法〔第3版〕』(弘文堂、1995年)486頁)。また、北野弘久は、宗教法人に対する不合理な租税特別措置は、89条に抵触する疑いがあるばかりでなく、14条の法の下での平等、83条等の財政議会主義、92条・94条の自治体財政権、さらには国民主権とも抵触すると指摘している(北野弘久「政教分離原則と税制」法律時報58巻9号(1986年)37頁)。

(78) 大石眞『憲法と宗教制度』(有斐閣、1996年)274頁。大石は、この説を「憲法的命令説」と呼んでいるが、本稿では要請説とした。

(79) 租税法的な観点から、次のような合憲説(課税ベース除外説)も主張されている。「税法上の視点からすると、そもそも本来的に利益配当を目的としない非営利の宗教法人の非収益活動や事業に対して、利益配当を本来の目的とする営利法人課税の理論をストレートに適用しようとする自体が問題といえる。法人課税の本質論に立ち返って考えてみると、この種の活動や事業に対し課税すること自体が問題といえる。むしろ、非課税の取り扱いをする方が、理にかなっており、憲法にいう『特権』にはあたらないと解される」(石村編著・前掲注(67)47頁)。

⁽⁸⁰⁾
説に分かれる。

i 同一待遇説は、宗教法人だけではなく、ほかの公益法人や社会福祉法人なども同様に税制上の優遇措置を受けていることから合憲であるとする⁽⁸¹⁾。
る。

また、ii 偶然利益説は、一定の要件を充たす国民（もしくは団体）一般への利益付与であって、その中にたまたま宗教団体が含まれるような場合は、原則として、憲法20条1項の特権付与には当たらないと解する。⁽⁸²⁾

iii 宗教尊重説は、宗教法人が性質上典型的な公益法人などと異なることを認めたとうえで、憲法は宗教の持つ国民生活上の意義や役割を承認するがゆえに、立法政策上免税措置も許容されると説く。この説では、国の財政状況や宗教法人の経済力、さらには宗教法人の活動実態に対する社会的評価などを考慮して、税制を組み立てられるとされる。⁽⁸³⁾
⁽⁸⁴⁾

iv 自由確保説とは、「宗教法人に対する税制上の優遇措置は、信教の自由確保のための国家の宗教への不介入にとどまるものと見ることができる限りで、憲法上許容される」とする説である。⁽⁸⁵⁾この説は、宗教法人への税制上の優遇措置を、「国家による宗教法人・信者の信教の自由侵害が生じないように、予防的に国家は租税面でも宗教法人の活動にはできるだけ干

(80) i ii iiiの学説の命名は、大石・前掲注(76)26頁に従った。

(81) 宮澤俊義『全訂日本国憲法』〔芦部信喜補訂〕（日本評論社、1978年）748頁、杉原泰雄『憲法Ⅱ』（有斐閣、1989年）438頁など。

(82) 樋口陽一ほか『注解法律学全集1 憲法Ⅰ』（青林書院、1994年）396頁〔浦部法穂執筆〕。

(83) 大石・前掲注(78)274頁、小嶋和司『憲法学講話』（有斐閣、1982年）208頁、確井光明「宗教法人課税の現状と問題」ジュリスト総合特集『日本の税金』（1982年）129頁など。

(84) 大石・前掲注(78)274頁。

(85) 市川正人『ケースメソッド憲法〔第2版〕』（日本評論社、2009年）116-117頁。
本稿ではこの説を自由確保説と呼ぶことにする。

「⁽⁸⁶⁾ 渉しないでおこう」とする趣旨と捉える。

【評価】

これらの説をどう評価したらいいだろうか。まず、要請説については、国の課税権を破壊権力と見るのは一面的な見方であり、この説の前提自体に問題がある。また、「政教分離原則の下では、宗教団体も基本的に他の私法上の団体と同じという出発点に立つ以上、宗教法人に対するそうした税制上の取扱いについて……憲法上の要求とまでみることはできない⁽⁸⁷⁾」。そこで禁止説か許容説かということになるが、ポイントは、許容説の理由付けが、政教分離原則を厳格に解し「税制上の優遇措置は隠れた補助金だ」とする禁止説の根拠よりも説得的な理由を提供しているか否かという点であろう。

この点、同一待遇説や偶然利益説の理由である「他と同じに扱っているだけ」「たまたま同じ扱いを受けただけ」というのでは、宗教法人に優遇措置を与えるだけの積極的理由を提示しえていない点で不満が残る⁽⁸⁸⁾。

また、宗教尊重説では、特定宗教に対する免税は特権とされても、すべての宗教法人に対する免税は特権には当たらないとされるが⁽⁸⁹⁾、政教分離原

(86) 市川・前掲注(85)115頁。同様の趣旨が、石村編著・前掲注(67)48頁では、次のように述べられている。「課税処分⁽⁸⁶⁾に名をかりた宗教活動への国家権力の不要な介入を許さないためにも、非課税制が重要な機能を発揮していることはいうまでもない。この意味においては、現行の非課税制は、現実の税務行政における宗教活動への不要な権力介入を防ぐという根拠を有している点を十分に評価する必要がある」。

(87) 大石・前掲注(76)26頁。

(88) 大石眞は、同一待遇説に対しては、現行税法上の「公益法人等」が種々雑多なものを含んでいるのにすべて常に同一に扱わなければならないという不当な帰結をもたらす点、偶然利益説に対しては、「公益法人等」とされる団体の大多数が宗教法人であるという制度運用上の実態をほとんど無視している点を批判している(大石・前掲注(76)26頁)。

(89) 宗教尊重説の立場をとる小嶋・前掲注(83)208頁によれば、特定宗教に対する免税は「特権」とされるが、すべての宗教法人に対する免税は、一般の公益法人の免税の有無にかかわらず「特権」にあたらないとされる。

則は、特定宗教のみならず宗教一般に対する援助も禁止しているはずであり、このように解することは余りにも特権の範囲を狭く解することになり問題である。⁽⁹⁰⁾

さらに、自由確保説に対しては、宗教弾圧といった歴史的な事情を考慮するにしても、課税による法人活動への影響や税務調査上の懸念は、程度の差こそあれすべての法人に当てはまるはずであり宗教法人だけの問題ではないから、これだけでは優遇措置を認める根拠としては弱いと思われる。

以上のような考え方からすれば、禁止説に傾きそうであるが、宗教の社会において果たしている重要な役割を考慮すれば、宗教法人に税制上の優遇措置を講じることを直ちに違憲とするのは躊躇われる。そこで、私見は、許容説の様々な論拠を総合的に考慮すれば、この説を採りうるのではないかと考えている。⁽⁹¹⁾ というのは、課税による宗教活動への影響や税務調査上の懸念は、歴史的な事情を考慮すれば確かに問題となるはずであり、宗教活動への不要な介入を防ぐためにも宗教法人への非課税措置のようなものは望ましい（自由確保説も一つの根拠になる）。また、社会における宗教の果たしている役割の重要性を考慮すれば、一切税制上の優遇措置は認められないとすることも躊躇われる（この点で宗教尊重説と重なる）。そこで、宗教尊重説の欠点と思われる特権を狭く解する問題をクリアするために、宗教法人に対する優遇措置が他の公益法人等のそれと同レベルのものであれば許容されると考えておきたい（この点で同一待遇説と重なってくる）。

この宗教法人に対する税制上の優遇措置に関しては、宗教法人と公益法人とを同じように扱ってもいいのか、宗教の重要性と公益性とは同じものなのか、同じだとすれば公益を理由にして宗教法人に対して税制上の優遇措置を認めることは適切か、宗教法人が他の公益法人等と同じ扱いになっ

(90) 芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論（1）〔増補版〕』（有斐閣、2000年）156頁。

(91) 中根孝司も、非課税の根拠をどれか一つの理由に集約することは困難であり、かつ、その必要性もないと述べており、私見同様に複合的な理由づけを支持している（中根・前掲注（3）431頁）。

ている場合であっても、恩恵を受ける法人の大多数が宗教法人である場合に問題はないのかなど、検討を要する多数の論点関わっている。私見は暫定的なものであり、上記のような論点を考察する機会に再度検討してみたいと考えている。

6. 結びにかえて

1995年の宗教法人法の改正論議の際には、改正点に関して様々な疑問点⁽⁹²⁾が指摘されていたが、改正に批判的な論者は、宗教法人法には不備な点などなく、改正する必要はないと考えているのだろうか。もちろん、そうではない。たとえば、宗教法人の解散に時間がかかるのであれば、宗教法人の財産を散逸させない制度の導入の可能性や包括関係の廃止に関する規定の明確化の検討の必要性、⁽⁹²⁾認証から1年以内の場合であっても行政解散ではなく裁判による解散の適当性、宗教法人の解散という重大な事案にまで⁽⁹³⁾非訟事件手続法を適用することの不当性などが指摘されていた。

他方、宗教法人法改正の不十分さを指摘する見解もある。たとえば、財政の透明度を確保するためには、簿記の義務づけ、収支計算書と貸借対照表の双方の作成義務づけなどが不可欠であり、加えて、巨大宗教法人につ⁽⁹⁴⁾いては公認会計士による財務監査を義務付けるべきとの見解も見られた。また、宗教法人が、所轄庁から報告を求められたり、質問されたりした場合に自発的に報告や回答をしないとき、罰則として1万円以下の過料にし

(92) 平野・前掲注(11)10頁。

(93) 洗・前掲注(22)170、174頁。

(94) 北野弘久「宗教法人法の改正問題の論点」法学セミナー494号(1996年)46頁。
北野は、このほかに、宗教法人の行える活動の限定、所轄庁による認証取消し期間の延長、解散命令の請求者の追加などを主張している(同46-47頁)。

か処せられないために、その実効性に疑問が呈されていた。⁽⁹⁵⁾

要するに、1995年の宗教法人法改正に賛成するにせよ反対するにせよ、宗教法人法には改正すべき不備・欠点があるという認識は共有されており、何らかの形で制度改革が必要であることは共通の認識になっていると思われる。こうした制度改革のためには、宗教法人の特殊性を十分踏まえた慎重な議論が必要であり、とりわけ憲法学的視点からの原理的な考察が不可欠である。本稿では、そうした考察を行うための前提として、いくつかの論点を提示したにすぎない。各論点についての掘り下げた検討は、今後の課題としたい。

(95) 棚村政行「宗教法人法改正への視点」法律時報68巻1号（1996年）5頁。この点、棚村は、宗教法人が、報告や質問に対して正当な理由なくして応えない場合や虚偽の報告をする場合、裁判所への提出命令を求められるなど実効的な措置を講じる必要性を説いている。

